

(介護予防)特定福祉用具販売重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名 : 愛和ライフサポート
所在地 : 大津市蓮池町10-20
電話番号 : 077-527-2081
介護保険事業所番号 : 2570101507
通常の事業の実施地域 : 滋賀県全域、京都市内

2. 事業所の職員体制

職 種	人 員		
管 理 者	1 名	常勤	1 名
福祉用具専門相談員	5 名	常勤	4 名 · 非常勤 1 名

3. 営業日及び営業時間

営業時間 : 9:00~17:00 (営業時間外も場合により対応する)
営業日 : 月火水木金 (土日祝祭及び8月14~16日、12月28日~1月4日までを除く)

4. 取扱種目

腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフト (つり具の部分)

5. 料 金

販売料金 :

- (介護予防) 特定福祉用具販売等を提供した場合は、介護保険法第44条第3項に規定する「現に特定福祉用具の購入に要した費用の額」の支払いを受けるものとします。
- 利用者から事業者に対して、介護保険給付額の請求及び受領を委任することが市町村に認められる場合は、利用者負担額 (介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。但し同一年度中の福祉用具の購入に要した販売費用の額が支給限度額を超える場合は、この限りではありません。) のみ支払うものとします。
支払いを受けた後、保険請求に必要な書面を交付しますので、市町村に福祉用具購入費の支給申請をしていただくと、保険給付分 (7割、8割または9割分) が支給されます。
- 福祉用具の販売の品名、販売料金等については、別添のカタログまたはパンフレットに記載のとおりです。

6. お支払方法

利用者は、販売料金を納品時に現金にて支払うものとする。

7. 相談窓口・苦情対応・緊急連絡先

◆商品に関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当 社 お 客 様 相 談 コ ー ナ ー	
管理 者	西野 海
電 話 番 号	077-527-2081
緊 急 連 絡 先	090-6667-2085

◆公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市 町 村 介 護 保 險 相 談 窓 口			
市 町 村 名	大津市介護保険課	京都市介護ケア推進課	滋賀県国民健康保険団体連合会 京都府 国民健康保険団体連合会
電 話 番 号	077-528-2753	075-213-5871	077-510-6605 075-354-9011

8. 当社の事業計画・運営方針等について

お客様に良質なサービスと商品を提供することにより、地域社会の発展に寄与することを目的とします。事業の実施にあたっては、御利用者さまの心身の状況・希望及び環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取付・調整等を行う様に努めます。

9. 商品の納品、搬出の日時

商品の納入、搬出の日時につきましては、お客様の希望にしたがって行いますので、ご指示ください。

10. 事故発生時の対応

(1) 事業所は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに各関係者、各市町村、利用者様の家族、居宅介護 (介護予防) 支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。

(2) 事業所は、利用者に対するサービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき理由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(3) 事業所は前項損害賠償のために、損害保険に加入する。

11. (人権擁護・虐待防止)

事業者は、利用者の人権擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の設備を行うとともに、その従業者に対し研修の機会を確保しなければならない。

12. (非常災害対策)

事業者は、非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することが出来る体制を構築するよう努めなければならない。

13. (暴力団排除)

事業所を運営する法人の役員及び管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であってはならない。

事業所は、その運営において暴力団員の支配を受けてはならない。

14. (秘密保持と個人情報保護について)

事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。

事業者は、事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者の個人情報や利用者の家族の個人情報を用いません。

利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとします。